

始良市発注工事での「現場代理人及び技術者・営業専任技術者の兼任に関する運用の試行」 手引き

専任の技術者配置の特例

1 主任技術者又は監理技術者について（建設業法第 26 条第 3 項）

工事現場に専任しなければならないこととされている監理技術者等について、
情報通信技術の利用により工事現場の状況の確認ができる等の場合には、兼任が可能

専任を要する工事を兼務するにあたって、以下の全ての要件に適合しなければならない。

- (1) 請負金額は各建設工事が 1 億円（建築一式工事は 2 億円）未満
- (2) 専任の主任技術者等が兼任できる工事は 2 件まで、営業専任技術者は 1 件まで。
- (3) 工事現場間の距離が一日で巡回可能かつ移動時間が 1 時間以内
- (4) 各建設工事の下請次数が 3 次まで
- (5) 連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員の配置
- (6) 施工体制を確認する情報通信技術の措置（CCUS 等）
- (7) 人員の配置を示す計画書の作成、保存等
- (8) 現場状況の確認のための情報通信機器の設置（遠隔臨場等）

緩和措置等

2 現場代理人の兼任に関する運用の試行

入札不調・不発対策として、公共工事の円滑な執行を図るため、現場代理人の兼任に関する運用を試行を一部見直し。

○現場代理人の兼任を認める工事

次の(1)～(5)を満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合。

なお、専任の主任（監理）技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については(2)、(4)、(5)の要件を満たすものとし、兼任できる工事は 2 件までとする。

- (1) 始良市発注工事にて特記仕様書に兼任を認めている工事で兼任できる工事件数が 3 件までとし、それぞれの工事の請負金額が 4,500 万円※未満であること。ただし、設計変更により、工事の請負金額が 4,500 万円※以上となり、各々の工事における主任（監理）技術者と現場代理人が異なる場合においては、受発注者協議の上、兼任することが出来る。
 - (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
 - (3) 兼任する工事の相互の移動は、概ね 1 時間以内であること。
 - (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
 - (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1 日 1 回以上、担当工事現場を巡視し、現場管理等に当たること。
 - (6) 兼任する現場代理人は必ず担当する工事現場のいずれかに常駐するとともにそれぞれの現場稼働日は重複しないこと。
- ※ 建築一式工事は、9,000 万円

○手続き：各々工事において、発注者に現場代理人の兼任の承諾を得ること

『現場代理人』・『主任技術者』・『営業専任技術者』との兼任の要件緩和の変遷

	H24. 4～	H26. 4～	R5. 1. 1～	R7. 2. 1～
請負代金及び兼任の件数	3件以内で、かつ当初請負契約金額の合計が2,500万円未満（建築一式は5,000万円未満）	3件以内で、かつ当初請負契約金額の合計が3,500万円未満（建築一式は7,000万円未満）	3件以内で、かつ当初請負契約金額の合計が4,000万円未満（建築一式は8,000万円未満）	3件以内で、かつ当初請負契約金額の合計が4,500万円未満（建築一式は9,000万円未満）
	R7. 8. 20～			
請負代金及び兼任の件数	3件以内で、 それぞれの 請負契約金額が4,500万円未満（建築一式は9,000万円未満） ※専任の技術者配置の特例適用時は2件、ただし、 営業専任技術者は1件			

【兼任可の例】（建築一式工事を除く）

① 主任技術者の専任を要しない場合

	兼任する工事1件目	当該工事	兼任する工事2件目
請負金額	3,400万円	1,500万円	4,100万円
兼任の要件	●始良市発注工事の特記仕様書に兼任を認めている工事で兼任できる工事件数が 3件 以内で、それぞれの請負金額が建築一式以外は4,500万円未満（建築一式は9,000万円未満）		
現場代理人	技術者 A（兼任可） ←	技術者 A	→ 技術者 A（兼任可）
主任技術者	技術者 A（兼任可） ▲	技術者 A（兼務可）	▲ 技術者 A（兼任可）

② 主任・監理技術者の専任を要する場合

	当該工事	兼任する工事
請負金額	5,000万円	3,000万円
兼任の要件	(1) 始良市発注工事の特記仕様書に兼任を認めている工事で兼任できる工事が、それぞれの請負金額が建築一式以外は1億円未満（建築一式は2億円未満） (2) 専任の主任技術者等が兼任できる工事は2件まで (3) 工事現場間の距離が一日で巡回可能かつ移動時間が1時間以内 (4) 各建設工事の下請次数が3次まで (5) 連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員の配置 (6) 施工体制を確認する情報通信技術の措置（CCUS等） (7) 人員の配置を示す計画書の作成、保存等 (8) 現場状況の確認のための情報通信機器の設置（遠隔臨場等）	
現場代理人	技術者 A	技術者 A（兼任可）
主任技術者	『専任』 技術者 A（兼務可）	技術者 A（兼任可）

③ 主任・監理技術者の専任を要する場合

	当該工事	兼任する工事
請負金額	5, 200万円	9, 000万円
兼任の要件	(1) 始良市発注工事の特記仕様書に兼任を認めている工事で兼任できる工事が、それぞれの請負金額が建築一式以外は1億円未満（建築一式は2億円未満） (2) 専任の主任技術者等が兼任できる工事は2件まで (3) 工事現場間の距離が一日で巡回可能かつ移動時間が1時間以内 (4) 各建設工事の下請次数が3次まで (5) 連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員の配置 (6) 施工体制を確認する情報通信技術の措置（CCUS等） (7) 人員の配置を示す計画書の作成、保存等 (8) 現場状況の確認のための情報通信機器の設置（遠隔臨場等）	
現場代理人	技術者 A	技術者 A（兼任可）
主任技術者 監理技術者	『専任』 技術者 A（兼務可）	『専任』 技術者 A（兼任可）

④ 変更請負金額が4,500万円を超える場合

		兼任する工事①	当該工事	兼任する工事②
当初	請負金額	1, 300万円	4, 300万円	1, 500万円
	兼任の要件	●同上参照		
	現場代理人	技術者 A（兼任可）	技術者 A	技術者 A（兼任可）
	主任技術者	技術者 B	技術者 C	技術者 D



		兼任する工事①	当該工事	兼任する工事②
変更	請負金額	1, 300万円	5, 700万円	1, 500万円
	兼任の要件	●同上参照		
	現場代理人	技術者 A（兼任可）	技術者 A	技術者 A（兼任可）
	主任技術者 監理技術者	技術者 B	『専任』 技術者 C	技術者 D

注意点

- 当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、下請負金額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となったような場合には、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を設置しなければならない。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を置かなければならない。

【専任の兼任不可の例】（建築一式工事を除く）

⑤ 主任技術者専任義務『無し 3 件』で『後発で専任有り 1 件』を兼任したい場合

	兼任する工事 1 件目	当該工事	兼任する工事 2 件目	専任工事を兼任したい
請負金額	3, 400 万円	1, 500 万円	4, 100 万円	4, 900 万円
兼任の要件	●技術者 A が当該工事 1 件と兼任工事 2 件の合計 3 件を履行中である。			●技術者 A は非専任の工事 3 件を受けているが、4,900 万円は専任工事であるが既に 3 件を履行中であるので兼任した場合 4 件となるので、専任の兼任要件の件数 2 件を超えるため、この 4,900 万円工事の兼任は不可
現場代理人	技術者 A（兼任可）	技術者 A	技術者 A（兼任可）	技術者 A（兼任不可）
主任技術者	技術者 A（兼任可）	技術者 A（兼務可）	技術者 A（兼任可）	技術者 A（兼任不可）

⑥ 主任技術者専任義務『有り 1 件と無し 1 件』で『後発で有り 1 件』を兼任したい場合

	当該工事	兼任する工事 1 件目	専任工事を兼任したい
請負金額	5, 000 万円	3, 000 万円	5, 500 万円
兼任の要件	●技術者 A が当該工事 1 件と兼任工事 1 件の合計 2 件を履行中である。		●技術者 A は専任工事（5,000 万円）と非専任（3,000 万円）の工事 2 件を受けているが、既に 2 件を履行中であるので兼任した場合 3 件となるので、専任の兼任要件の件数 2 件を超えるため、この 5,500 万円工事の兼任は不可
現場代理人	技術者 A	技術者 A（兼任可）	技術者 A（兼任不可）
主任技術者	『専任』 技術者 A（兼務可）	技術者 A（兼任可）	技術者 A（兼任不可）

⑦「営業主任技術者」で専任義務『無し 1 件』で『後発で有り 1 件』を兼任したい場合

	当該工事	専任工事を兼任したい
請負金額	5, 0 0 0 万円	5, 5 0 0 万円
兼任の要件	●技術者 A が当該工事 1 件を履行中である。	●技術者 A は専任 5 , 000 万円の工事 1 件を履行中であり、この工事を兼任した場合 2 件となるので、専任の兼任要件の件数 1 件を超えるため、この 5, 500 万円工事の兼任は不可
現場代理人	技術者 A	技術者 A (兼任不可)
主任技術者	技術者 A (兼務可)	技術者 A (兼任不可)

○適用年月日：令和 7 年 9 月 10 日から適用する。